

有料老人ホーム設置者 各位

福岡市福祉局高齢社会部事業者指導課長

福岡市有料老人ホーム設置運営指導指針の一部改正について（通知）

国の有料老人ホーム設置運営標準指導指針（以下、「国標準指導指針」という。）の改正（令和6年12月6日付老発1206第2号）等を踏まえ、下記のとおり「福岡市有料老人ホーム設置運営指導指針」（以下、「市指導指針」という。）を一部改正しました。

つきましては、改正内容をご確認のうえ、適切にご対応ください。

記

1 改正内容

(1) 入居者募集等における留意事項について（国標準指導指針の改正関係）

一部の有料老人ホームが、入居する高齢者が難病等の場合に、高齢者向け住まいの紹介を行う事業者に対し、高額な紹介手数料を払っている事案が明らかになったことを踏まえ、高齢者向け住まいへの入居を希望する者に関する情報の提供等を行う事業者と委託契約等を締結する場合の留意事項を定める。

市指導指針該当部分：「12 契約内容等（7）③」

(2) 「有料老人ホーム情報開示等一覧表」について

平成30年3月30日付厚生労働省通知「有料老人ホーム設置者等からの報告の徴収について」により、「有料老人ホーム情報開示等一覧表」の作成等について定めた従前通知が廃止されているため、「13 情報開示－（3）有料老人ホーム情報の報告」中の「有料老人ホーム情報開示等一覧表」の作成に関する規定及び別紙様式1「有料老人ホーム情報開示等一覧表」を削る。

市指導指針該当部分：「13 情報開示（3）」

2 施行期日

令和7年2月1日

3 送付資料

- (1) 福岡市有料老人ホーム設置運営指導指針（令和7年2月1日改正）
- (2) 新旧対照表

4 市ホームページ関係書類掲載場所

福岡市ホーム > 健康・医療・福祉 > 高齢・介護 > 事業者の方へ > 各種手続き・運営指導に関すること > 有料老人ホームに関する手続き > 有料老人ホームの指導方針等

https://www.city.fukuoka.lg.jp/fukushi/jigyousyasido/health/00/05/yuuryou_shidouhousintou.html

【問い合わせ先】

〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市福祉局高齢社会部事業者指導課施設指導係
（電話）092-711-4319
（FAX）092-726-3328
（メール）shisetu-shido@city.fukuoka.lg.jp